

令和元年度 帯広市民文化ホール運営審議会 議事概要

開催日時 令和元年7月25日(木) 18時30分～19時50分
場 所 帯広市民文化ホール 特別会議室
出席委員 岡田委員、角委員、関口委員、富永委員、羽賀委員、林委員、
久富委員、本江委員、横川委員、若月委員 10名
事務局 草森生涯学習部長、森川企画調整監、渡邊文化課長、杵淵係長、
森主任補、橋場係員

【内容】

1 開 会

2 自己紹介

3 議 題

(1) 正副委員長の選出について

- ・帯広市民文化ホール条例施行規則第18条第1項の規定に基づき、委員の互選により、本江委員を委員長、横川委員を副委員長に選出。
- ・本江委員長が議長となり、以後の審議を進めた。

(2) 平成30年度事業について

【説明】

①第六期帯広市総合計画における施策の実績(成果指標)、②利用状況表、③市民サービスの向上、④文化振興事業実績、⑤帯広市民文化ホールアンケート実施結果、⑥帯広市民文化ホール大ホールの改修工事について事務局より説明

【質疑応答】

(委員)

- ・平成30年度の子ども向け鑑賞事業の実績が、音楽に偏っていたという印象を受ける。舞台劇や人形劇なども行ってほしい。

(事務局)

- ・平成30年度は体験型の恐竜ショーや松浦武四郎のミュージカルなども行ってはいたが、公演ジャンルについて、2年から3年のスパンの中でバランスよく行えるよう検討していく。

(委員)

- ・大ホール改修前は、座席番号の表示プレートを座席背もたれの最上部に付けていたので、椅子の後ろ側の通路からも前を見て捜せたが、現在の椅子では背もたれの座席正面側に付けているため、座席後方からは前へ屈んでのぞき込まなくては見ることはできない。

(事務局)

- ・背もたれが薄い新椅子の構造上、従来同様の背もたれの最上部に表示プレートを付けることができなかつたため、このタイプの椅子で他館で導入例が多い今回の表示方法とした。改修に合わせて新たに縦通路沿いの席の側面に列・番号の表示を導入しており、スタッフによる誘導も含めて確認に利用いただきたい。

(委員)

- ・改修後の大ホールを使用した際に、音の響き方が今までと異なっているように感じた。残響音の違いが分かれば教えてほしい。

(事務局)

- ・改修前と改修後で残響時間の測定を行っており、500 ヘルツの音域では 0.1 秒短くなっている。市民文化ホールは多目的ホールであり、音楽や舞台公演、講演会などさまざまな使用用途がある中、残響時間の長短について一概にどちらが良いとは言い難い部分もある。

(委員)

- ・子ども向け鑑賞事業の内容はどのように決まっているのか。

(事務局)

- ・皆様からの意見を踏まえ、また、公演者側のツアータイミングや文化ホールの空き状況なども考慮し、指定管理者と市教委で調整して決めている。

(3) 令和元年度事業について

【説明】

- ①文化振興事業、②平成27年度～令和元年度の文化振興事業について事務局より説明

【質疑応答】

(委員)

- ・おびひろ市民芸術祭に出演した団体から、「出演に際して会場費はかからないが、稽古場等の経費がかかる。市民芸術祭参加団体に対して、稽古場所の提供や、社会人の団体に向けたリハーサルの時間帯の延長なども検討してほしい」との意見を聞いた。文化振興という点では発表の場を提供するよりも、稽古場所を提供した方が有効ではないか。

(事務局)

- ・市民芸術祭に出演する団体に対し、本公演とリハーサル時に会場を無償で使用いただいている。市民劇場運営委員会や指定管理者、市教委が参加する実行委員会で、次年度に向けた検討を行う際に、今回いただいたご意見を伝えていきたい。

(委員)

- ・子ども向け鑑賞事業について、過去数年の実績をみたところ、人形劇や舞台劇についてはキャラクターショーが多い。市が掲げている「良質な芸術・文化に触れる機会を提供する」に合致しないのではないかと。子ども向けで、小ホール規模の良質な公演もあり、他地域、他団体と連携して経費を抑えることもできる。ぜひ検討してほしい。

(事務局)

- ・文化ホールは比較的客席数が多いホールであるため、舞台系や子ども向け事業についても大規模な商業公演が多くなっている。公演内容やバランス等を踏まえながらにはなるが、ボランティア団体による公演なども検討しながら、指定管理者と協議を行っていく。

(委員)

- ・9月に開催予定のティータイムコンサートは通常のコンサートとなにかちがうのか？

(事務局)

- ・公演前に小ホールの前のホワイエで飲み物を飲んでもらい、その後コンサートを聴いていただくものになっている。

(委員)

- ・公演の合間の休憩時間に自分たちでコーヒーを用意して、原価程度の代金を徴収して飲んでもらうことを考えているが、できないのか。

(事務局)

- ・大・小ホール内は飲食禁止である。また、他の部屋やスペースであっても、販売行為については催事に直接関係のある物品の販売等に関し限り許可しており、飲み物についてはお断りしている。

4 閉 会